

帝国議会による「機密費」統制

前田英昭

はじめに

三 議員による追及

中野正剛

清瀬一郎

尾崎行雄

四 改革試案

一 機密費総額
二 内部告発

佐藤繁吉の告発

三瓶俊治の告発

はじめに

明治憲法下、法律上の言葉として「機密費」というものがあつた。機密費は国の予算に計上され、帝国議会の協賛を経て執行される。機密費については、費目の性質上、決算に際して、その内容を会計検査院の審査に付するを要しないことは会計検査院法第三十三条の明記するところである。機密費といえども国費であるから、これを持つ

各省は、会計法の規定に従い、厳正な国家事務遂行のためにこれを使用する義務があることは言うまでもない。その使途の内容を検査に付するを要しないことを理由に目的外に使用し、いやしくも例えれば利殖のために公債を購入するというようなことは、明らかに違法の措置というべきである。会計検査院の検査に付するを要しないということとと、いかなる使途に使用しても差し支えないということとは、観念上明らかに区別しなければならないことではあるが、実際にはなかなか区別しがたいのである。

また、出師準備費も会計検査院の検査対象外とされる。^{注1}

臨時軍事費という費目は、大正三年度から大正十三年度まで、言いかえれば、第一次世界大戦勃発からシベリア出兵一撤兵までの十年間認められた。議会が臨時軍事費として協賛を与えたものの中から、陸軍は「機密費」と称して金銭を自由に取り出して使用し使途不明にしていた。

こういう機密費及びいわゆる機密費（臨時軍事費）をめぐって陸軍部内において疚しい伏魔殿があるのでないかと疑われる事態が発生した。それが田中義一^{注2}大将の三百万円事件である。機密費については使途を明かさないにしても、使途が公正でないとの疑いが生じた場合には、これに対して議会や会計検査院は疑惑を解明する努力をすべきであるし、何ら疑惑を晴らす努力をしなかつたとしたら、それは職務怠慢と言われてもやむを得ないのであろう。

第五十一回議会では議員は積極的に疑惑を解明しようとした。その努力のあとを追つてみることにする。

注

1 明治二十三年法律第七十号で、「陸海軍出師準備品に属する物品検査の件」が公布され、「陸海軍出師準備品に属する物品に対しては陸海軍大臣その責めに任じ、会計検査院法を適用するの限りにあらず」とされた。また、出師準備品に

ついては海軍兵備品会計規則（明治二十三年勅令第六十四号）、陸軍兵備品会計規則（明治二十四年勅令第二十一号）が定められた。

第一次大戦後の軍事費の経理については、大正三年九月法律第四十二号で臨時軍事費特別会計が設置され、この決算は大正十四年七月三十一日をもつて終了した。

会計検査院法第三十三条「政府は機密費に関する計算は、会計検査院において検査を行うにあらず」

2 田中義一の略歴

陸軍軍人、政治家。長州藩士出身。元治元年生まれ。一八八六年、陸軍士官学校（旧八期）、九二年、陸軍大学校卒。日清戦争に従軍、日露戦争では大本営陸軍参謀、次いで満州軍参謀として転戦。その間に張作霖を助命し、その後の満州進出に役立てる密接な関係を結んだ。一九〇六年、山縣有朋の命により帝国国防方針の原案作成、〇九年、陸軍省軍事課長となり、軍政家としての手腕を發揮し、特に帝国在郷軍人会の創立に尽力した。一〇年 少将、一一年、軍務局長に進み、二個師団増設問題を推進したが、これが第二次西園寺公望内閣の倒壊、大正政変を導く原因となつた。第二旅団長、欧米巡遊の後、一五年中将、参謀次長に就任、一六年、第二次満蒙独立運動を推進したが失敗した。

国内では青年団の再編成に力を注ぎ、一八年、原敬内閣の陸相としてシベリア出兵を遂行した。二〇年、男爵、二一年、大將、二二年、軍事参事官となり、山縣の死後は長州閥の総帥の地位を占め、第二次山本権兵衛内閣の陸相を経て、二五年、立憲政友会総裁に迎えられた。しかし翌年の議会で陸軍機密費三百万円横領のスキヤンダルを追及され、信望を損なつた。二七年、北伐に対する幣原外交の「軟弱」を非難し、四月、金融恐慌のさなかに政友会内閣を組織、首相、外相を兼ねた。それは、「積極外交」の実行のためと、外務省の機密費を掌握するためであつたと言われる。機密費は外務省がダントツに多かつた。五月、第一次山東出兵により武力干渉し、次いで東方会議を開いて満蒙分離政策を練つた。二八年、第二次山東出兵により、五月、濟南事件の発生を見、激しい反日運動を誘引した。また張作霖を利用する満蒙分離政策は、張作霖爆殺により破綻した。この間、田中は、内政面では、第一回普通選挙への干渉、三・一五事件、治

安維持法の緊急勅令による死刑法制化などで「暗黒政治」の非難を浴び、野放図な閣僚人事でも党内外の批判を招いた。田中は満州某重大事件、不戦条約問題などを追及され、張作霖爆殺犯人の処罰について天皇に食言を叱責されて、二九年（昭和四年）七月、総辞職し、九月、急逝した。享年六十六歳。

一 機密費総額

田中三百万円事件前後の歴代首相と陸相

首 相	陸 相	在任期間
大隈重信	岡市之助・大島健一	大正三年四月—五年十月
寺内正毅	大島健一	五月—七年十月
原 敬	(官僚内閣)	七年九月—十年十一月
高橋是清	(政友会内閣)	年十一月—十一年六月
加藤友三郎	(政友会提携)	十二年六月—十二年八月
山本権兵衛	(超然内閣)	十二年九月—十三年一月
清浦圭吾	山梨半造	十三年一月—十三年六月
加藤高明	(貴族院内閣)	十三年六月—十五年一月
若槻禮次郎	(護憲三派内閣)	十五年一月—昭和二年四月
田中義一	(憲政会内閣)	昭和二年四月—四年七月
	(政友会内閣)	
	白川義則	

田中三百万円事件は大正三年に遡る。まず、大正三年、第一次世界大戦の開始以来、いかなる方法により軍の費用が調達され、いかなる使途に使われたかを見ておく。

そもそも臨時軍事費特別会計が初めて設置されたのは大正三年、わが国が第一次世界大戦に参戦したときであつて、臨時軍事費支弁に関する一切の事務はこの特別会計において処理し、かつ事件の終息するまでを一會計年度とし、一款一項をもつて年々予算を要求してきた。かくて青島攻撃以来、地中海及び南洋方面への海軍の出動、陸軍のシベリア出兵など、大正三年度から同特別会計の閉鎖された十三年度に至る前後十一年間にどのくらいの国費が費やされたであろうか。

政府の責任で国庫剩余金から支出された金額及び追加予算で要求された金額を集計すると、予算上の総額(臨時軍事費大正三年—十三年)は実に九億一千九百八十余万円の巨額に達し、これを財源によつて区別すれば次のとおりとなる。

1 一般会計繰入金（予備金外支出を含む）	二億九千五百六十万五千八十六円
2 公債及借入金	五億九千九百十二万三百四十四円
3 特別収入	二千五百七万八千六百十三円
	計
	九億千九百八十万四千四十三円
1 国庫剩余金繰入	二億九千五百六十万五千円
2 特別収入	二千五百七万八千円
3 公債及借入金	五億七千七百四十八万三千円

これらの財源は次の方法で調達された。

内

公債

(二百四十万四千円は発行差減補填の分)

借入金

計

一億千四百万円

八億八千八百八万七千円

四億六千三百四十八万三千円

この予算上から見れば、一般会計繰入の形式により国庫剰余金で充当した二億九千五百余万円と特別収入二千五百余円を除いた残余の五億九千九百万円は公債借入金による計画となつていて、事実上、公債の募集額は四億六千三百四十八万三千円、借入金は一億千四百万円、計五億七千七百四十八万三千円にとどまつていて。

以上のうち、借入金一億千四百万円の内訳は、教育改善及び農村振興特別会計借入一億四百万円、預金部特別会計借入一千万円であつて、以上の公債及び借入金総額五億七千万円に対し支払われる利子は五分利計算で年額千六百八十七万四千円に達する。青島戦以来十一年にわたる事件に三億円に近い国庫剰余金を失つたのみならず、その後年々二千七百万円の巨額に達する負担を背負わなければならぬこととなつた。このような莫大な犠牲を費して、果たして日本のためになつたのか。それはともかくとして、この九億千九百万円の巨額に上る臨時軍事費の予算の使途の概要は次のとおりである。

陸軍省所管（単位千円）

科目	予算額	支出額
俸給諸費	三〇、七二一	一〇七、五一〇
傭給	一三、九〇一	
旅費	八、五二八	
計	五三、一四〇	
馬匹費	一三、〇二六	
兵器費	一四八、六四二	
糧秣費	五三、八二七	
需品費	一〇四、三六一	
築造費	一五、五三七	
郵便電信費	三八、五八一	
演習費	三四、九九五	
運搬費	一四三、五八二	
病傷費	一二、〇七八	
雜費	二、九三〇	
機密費	四五、五八五	
召集諸費	五六一、一五八	

海軍省所管
（単位千円）

科目	予算額	支出額
俸給	二三、〇七三	二三、〇七三
序費	二、五七二	二、五七一
旅費	三、八九五	三、八七九
衣糧費	一六、七三八	一六、七三三
造船及兵器	五四、一三四	四三、六六五
修繕費	六四五	六三一
患者費	七二、七一五	七二、七一四
艦營費	一四、三四一	一四、三〇六
營繕費	二二、四〇四	二二、四〇四
船舶費	一一、〇七八	一一、〇七八
機密費	九四九	九四九
雜給及雜費	一、〇三一	一、〇三一
軍港要港費	一、八八一	一、八八一
水路費	一、一七九	一、一七九
雜件費	七八〇	七八〇
諸手當	二〇、七七九	二〇、七七九
駆逐艦製造費	三〇〇	—
艦船経費繰替金	—	—

陸軍省所管においては予算額六億四千百三十五万八千円、支出額六億二千六百五十七万一千円、差引二千四百七十八万七千円が決算の際、一般会計へ繰り入れられる金額であり、また海軍省所管においては予算額二億五千八百十七万五千円、支出額二億五千六百一万円、差引二百十六万五千円が一般会計へ繰り入れられる金額である。

そこで両者の支出額を通計すると、八億八千二百五十八万余円が実際に使用された見込額となるわけである。右

に掲げた支出調査によると、陸軍省所管に亡失金という項目で三十二万四千円が出ている。亡失金はどういうものかわからないが、おそらくは落としたか盗まれたかしたものに相違ない。それでは金額が少し大きすぎるし、軍規厳しい陸軍としては疑問が残る。

問題の機密費は、海軍約百万円、陸軍約二千四百万円という莫大な予算である。しかも、それがほとんど全部使われている。日露戦争の機密費がわずか二百円であつたから、その後の物価騰貴、戦争の性質を考慮しても、金額が余りにも大きいことに誰でも気づき、疑問を抱くのは当然であろう。

問題の陸軍機密費二千四百余万円の巨額は、大蔵省の調べでは、大隈内閣の十五万余円、寺内内閣の三百四十一万余円、加藤内閣の二十五万余円を除いた残額二千六十余円以上が、ことごとく原内閣時代、すなわち田中、山梨両大将が陸軍大臣であつたころに日本銀行の金庫から引き出されたのである。

この二千四百余万円の機密費の使途に、果たして世上伝えられるような怪事実があつたかどうかが問題である。一銭一厘たりとも粗末にしてはならないはずの国費が、機密費だとはいえ、これで公債を買って利殖したというような風聞が立つては、その使途が明らかにされないだけに、国民の疑惑はいよいよ深まるのである。

元来、機密費というものは国家事務を遂行する必要上、その使途を明かさない方が国家のため利益であると思われる諸支出に対し、国民も議会も政府を信頼して自由に使わせる金である。したがつて誰に渡そうと、何に使おうと、全くその使途を追求しないことになっているが、だからといって政府が「國家事業の遂行」という厳格な条件を無視して使用すべきでないところにこれを使い、国民の信頼に背くようなことがあつたとすれば、それこそ言語道断の沙汰と言わなければならぬ。

臨時軍事費のように十年を一会計年度とする特別会計のほかに、現に各省所管にどれくらいの機密費があるかといふと、大正十五年度予算に計上されている金額は次の通りである（単位円）。（「大藏省年報」³⁹ 大藏省大臣官房文書課編）

外務省	一、五八六、四五六
内務省	二五三、六六〇
（本省）	七〇、〇〇〇
（地方厅）	一八三、六六〇
大蔵省	一一二、五八八
本省	九、六〇〇
内閣	一〇〇、〇〇〇
税関	一、九八八
陸軍省	三四三、六九〇
海軍省	八〇、〇〇〇
司法省	六八、〇〇〇
逓信省	三、七五〇
鉄道省	四〇、〇〇〇
計	二、四八七、一四五

二 内部告発

(佐藤繁吉)

ところで、当時、金銭上の醜聞として噂されていた田中三百万円疑惑は、佐藤繁吉の告発で露見する。大正十五年一月十四日、田中義一に、三百万円の融資斡旋をしたとされる佐藤繁吉は、契約不履行の報酬金及び立替金四十八万一千円を田中義一に請求する訴訟を東京地方裁判所に提出した。訴状によれば、大正十三年九月、佐藤繁吉の仲介により、乾新兵衛は、田中義一に対して、大正十三年十二月、五十万円を第一回として、爾後、大正十四年五月までの間に数回にわたり、合計三百万円を送金することを約束した。この契約に際して、田中は、成功報酬を佐藤に支払うことを約束した。佐藤は、田中に対して、約束の金策が成立した暁には最小限度一割を基準とする報酬を佐藤に支払うことを求め、田中は了承した。佐藤はそのときの田中の約束不履行を東京地方裁判所に訴えたのである。この事実はニュースとして新聞に大きく報道されたが、不思議なことに、佐藤は、翌日、突如、その訴えを取り下げた。田中側からの何らかの働きかけがあつたと言われる。

第五十一回帝国議会は、若槻憲政会新内閣成立直後の大正十四年十二月二十五日に召集された。衆議院の各政党勢力は、与党憲政会一六三名、立憲政友会一三六名、政友会から分離してできた政友本党一一四名、新正俱楽部二五名、実業同志会九名、無所属一七名、合計四六四名である。若槻内閣は少数党内閣であり、政友本党がキャスティング・ボートを握っていた。また、第一回普選実施を前にして、政党の離合集散や合從連衡が水面下で進みつつあつ

た。

こういう政治状況の中で、議会では田中三百万円疑惑が取り上げられた。梅田寛一議員（政友会）は、山梨大将の意を受けて、院外の待合や料亭あるいは山梨大将邸に同僚を伴つて行き、その席上で政友本党を脱党して政友会に入会するよう勧誘され、その際に黄白が使われているという噂が出始めた。その使用された金は陸軍省の機密費に関係があり、それが田中三百万円の使途に関係があるのではないかという疑問となつて、議員買収問題は機密費問題を大きく発展させた。

田中義一の政友会総裁就任に絡んで、三百万円事件と言われる醜聞が起こつてゐる。東京日日新聞（一月十六日）は、「金権政治に国民は疑惑」との題名で、「その真偽はつまびらかにせぬが、政党の創立とか、切り崩しとか、その他政界で目を引くような出来事の裏面には、必ずや醜取引が付隨するものと世間から考えられるほど、政治並びに政治家に対する一般国民の信用が低下したことは否むべからざる事実である。わが国には今や政治に対する深い懷疑がある」と指摘した。

大正十五年二月二十七日、第五十一回議会、衆議院では、関直彦は、「議員梅田寛一君の行動に関し調査委員会を設置すべし」との動議を本会議に提出した。関の提案の理由は次のとおりである。「新聞の伝えるところでは、政友本党では党員・議員梅田寛一君を除名された。その理由は、同君はある枢要な地位の某陸軍大将（山梨）から提供された黄白をもつて脱党を勧誘され、これが党紀を乱したことであつた。それが事実とすれば、議院の体面を汚し、綱紀の紊乱をもたらすものである。政界革正のためにこの事実を明確にすべきである。もし事実誤認であれば、梅田君も某大将も疑惑が晴れ、議院の体面も保つことができる。いずれにせよ、事実を明白にしなければなら

ない。このような先例は、院内の事件においてでなければならぬとの意見もあろうが、第二十回議会の秋山定輔

君の場合には、院外で発生した事件であつても処決を決定した例がある。政界革新、梅田君の名誉回復を目的に、事実究明のための調査委員会の設置を提案する。」

提案は多数で受け入れられた。調査委員会で、梅田は、出席し、伝えられるような「脱党」ではなくて「除名」されたのだと一身上の弁明を行つた。

調査の結果は次の通り。「委員会は、議員梅田寛一君が陸軍大将山梨半造と通謀し議員四氏に対し金銭を提供し、内機密費
臨時軍事費

陸軍省予算 大正(年度)	臨時軍事費	内機密費
3	25,567,205	73,550
4	7,658,496	33,750
5	8,901,018	98,400
6	8,294,943	235,000
7	186,654,131	7,705,800
8	120,624,562	10,619,782
9	135,667,422	2,790,257
10	100,559,063	2,670,000
11	41,120,636	—
12	—	—
13	622,352	250,000
計	641,358,828	24,476,639

海軍省予算
大正(年度) 臨時軍事費 内機密費

海軍省予算 大正(年度)	臨時軍事費	内機密費
3	50,795,520	180,000
4	10,406,273	134,000
5	12,101,825	168,000
6	32,111,643	109,200
7	44,790,931	204,900
8	36,685,241	166,800
9	38,317,913	275,800
10	22,563,803	252,600
11	6,885,803	72,000
12	3,259,804	86,000
13	1,257,814	64,000
計	258,175,957	1,713,300

さらに、山梨大将の買収費の出所が問題になり、山梨大将の背後にある田中義一大将の三百万円及び陸軍の機

節を変じて所属せる政友本党を脱して政友会に入会すべきことを勧誘し、議院の体面を汚損すべき行為をなしたことなどを認める。」

密費が調査の対象にされた。委員高木益太郎は、陸海軍省の機密費について、「臨時軍事費の予算は六億四千百三十五万八千二百二十八万円で、支出は六億二千四百二十二万五千五百五十円二十六銭一厘である。そのうち当時の議会において特に機密費として協賛を受けたわけではないが、大蔵省の方へ陸軍省で機密費と書いた額が二千四百四十七万六千六百三十九円、支出は二千四百四十七万六千六百六十五円四十九銭九厘、現在の残額は三円五十銭一厘となつてているが、この事実に相違ないか」と質問し、これに対して、三木武吉政府委員は「相違なし」と答えた。

さらに、湯浅凡平委員は、内閣別年度別の支出額を質問したのに対して、三木政府委員は、「この臨時軍事費は大隈内閣のときにでき、大正十四年会計年度の初めに終わった。機密費が最も多く使用された時期は、寺内内閣のシベリア出兵のときから原内閣に至る間で、二千四百万円のうち、二千六十五万円が原内閣、十五万円が大隈内閣、二十五万円が加藤高明内閣のときであると、最近十年間の機密費を公表した。^{*}

(三瓶俊治)

三月四日、三瓶俊治は、三百万円事件に関して、田中義一大将と当時の次官・山梨半造大将、菅野尚一軍務局長、松木直亮高級副官を機密費横領の廉で告発し、告訴状を検事総長に郵送した事実が新聞に報道された。

告発人三瓶俊治は、大正九年八月、第一師団經理部より陸軍省大臣官房付主計に補せられ、大正十一年九月、同職を免ぜられるまでの間ににおいて、陸軍大將田中義一が首謀として陸軍省内で行つた事実の内容を列記し、刑事訴訟法第二百六十九条により検事総長宛てに告発状を提出した。

告発状には次の事実が記されていた。

大正九年八月、告発人が陸軍大臣官房付であつた当時、官房主計室金庫中に総額八百万円を下らない金額の定期預金証書があつた。預金名義は田中義一、山梨半造ら四人であり、預金銀行名は三菱銀行、三井銀行その他であつた。以上の定期預金の一口金額は二十万円ないし八十万円であつて、預金証書の数は十七、八枚ぐらいであつた。

定期預金は、大正九年末から逐次無記名国庫公債に変換するため、日本銀行等から内密に個人遠藤豊三郎（三瓶俊治の同僚の主計）名義で購入した。（遠藤主計は告発人の一人である。）

公債の購入は、先方から持参の際に代金を直接支払うのを例としたが、多額の場合は、遠藤主計が背広姿に着替えて陸軍省の自動車に乗りその店舗に赴いて取引した。

公債利札の期日到来に際して、大臣室で秘密に書類を裁断、銀行に持参して換金した。

大正十年秋、告発人公債購入當時、無記名公債で額面四百円を下らなかつた。

告発人は、次の事実を知り、被告発人の不正行為であると思うに至つた。

- ①山梨陸軍大臣のとき、次官として赴任した尾野実信中将には一切秘密にし、預金公債を隠していた。
- ②後任軍務局長名義の定期預金はない。
- ③定期預金利子の一部を松木高級副官名義で銀行に特別当座預金として保管し私用した。これは「特別保管」と称されていた。
- ④定期預金及び公債は個人所有のもので、官金扱いはない。

被告発人は、一般の將軍に比して、過分の住宅を購入し豪奢な生活を営んでいた。被告発人の周囲に醜聞が絶えず、天下の心、漸く軍人を去ろうとしている。これは国のため深慮に堪えず、深思熟慮の結果、一身を賭して帝国

陸軍のため告発に及んだ次第である。

宇垣大将は事実無根と激怒し、陸軍省は「機密費に就て」と題する文書を公表し、「問題の預金及び公債は、軍事機密費に相違なく、またそれぞれ機密費の使途として公のために適当な目的に使用せられたるものにして、一個人の私用に横領せられたることなき」旨を弁明し、「なお、機密費の性質上、その使途を明確に説明するを得ざれども、かなり了解を得たとして多額の機密費を要する理由」を詳述し、「公債を給与するを適當とする場合を例示」した。告発を受けた検事は、これらの事実から、犯罪を認めるべき証拠を発見できなかつたとして、捜査を打ち切つた。

三瓶俊治は、その後姿を隠し、五月十四日、公表された「懺悔録」の中で、「自分は悪魔に魅せられて軍閥暗闘の傀儡となつた。そのために不本意の告発によつて、名士諸賢へ御迷惑をかけたのは實に相濟まない」として、告発を取り下げる。佐藤の告発のときと同じく、周囲から見えざる圧力を感じたのであろう。

しかし、三瓶主計の調書原本は動かぬ事実であつたのではないか。東京日日新聞(三月十一日)によれば、「原本は、三瓶氏の自筆にて半紙四枚より成り、割印を押し、自分の認め印を押した名刺一枚を添えてとじてある。また年月日別を記入した覚書は松坂屋製の十二行の野紙にペン書きでとめてあり公債購入の年月日、銀行名、金額、購入者名(遠藤主計)などが克明に記載されていた」。

三 議員による追及

(中野正剛)

三瓶俊治の告発が新聞を賑わしていたとき、三月四日、衆議院の本会議では、中野正剛（憲政会）は、議員査問動議を提出し、「田中義一氏本人を査問したいが、衆議院は貴族院議員である田中を査問する権限を有しないので、三百万円にかかる小川平吉、小泉策太郎、秋田清、鳩山一郎の四氏を査問委員会に付し、田中三百万円事件を解明したい」、「田中の出廬^{シュツロ}には金銭にまつわる疑念が余りにも多く、かつ政友会幹部の中にも疑わしい行動をとつた者がいる」とし、さらに語を続けた。

「革新俱楽部の長老犬養氏が、政界を去るに当たり、金がなければ政治はできないと言つておられる。田中義一が政友会総裁に就任するに際して、政界では奇々怪々な醜聞が絶えない。前記四者は三百万円事件にかかわりがあるので、査問会を開いて真相を明らかにし、これを糾弾すべきである」。中野は次の「石光建白書」を取り上げた。

陸軍中将、前の憲兵司令官、また第一師団長であつた石光真臣氏が陸軍の風紀に関して作成された文書がある。これには氏のサインと花押が附されている。いわく、「田中大将三百万円事件はいまだその真偽を詳かにせずといえども、これにより軍人に対する世人の疑惑を濃厚ならしめたることは、争うべからざる事実なり。すなわち、その疑惑の重要な点は、①現役軍人が政治に関与することは、先帝陛下の遺訓にもとる重大なる軍紀問題にして、

これをしも不問に付するにおいては、軍人が政争に没頭する端緒を開き、ひいて軍隊の成立に危険を及ぼすに至ること。②軍人は軍人としての精神教育において廉潔正義を重要視せり。金銭をもつて他を誘惑し、政界を攪乱し、ひいて人心を悪化するがごときは、軍人の威信を損し、その体面を傷つけ、軍人の精神教育を根本より破壊する道徳上の重大なる犯行なり。③田中大将の行為は、軍人として許容しがたき犯行なるにかかわらず、何らの制裁をも受けざるは、同大将の勢力、今なお陸軍に存在し、同大将の行為を支持しあるがためにして、いわゆる閥族横暴の表現なり。かくのごときは一田中大将を助けんとして、陸軍全般を傷つけるものなり。陸軍軍紀の破滅、ここにその端を発せんことを恐るるにあり。予もまたその憂いを同じうし、これを矯正することの極めて緊要事なるを思い、さきに陸軍大臣に対し意見書を提出せり。しかも旬日を経て何らの回答に接せず、また何らの処置ありしを聞かざるは、予の最も痛恨事とするところなり。しかるに今まで新聞紙の報ずるところにより、山梨大将の議員買収の醜陋事を聞く。いづくんぞ陸軍高級将校の不謹慎の行為を慨せざるを得ん。本事件のごとき、予はその事実を信ぜず、否、信ずるを欲せざるも、一議員が政党より除名せられ、なおまた議会の調査会に付せられたる事実に徴し、何者か疑うべき行為の潜在を否認するを得ざるを遺憾とす。本事件に関連して予後備役将校の政治に関与するを非なりと論ずる者ありといえども、予はこれに賛するあたわず。否、今日のごとく政治家の道義地に落ち、去就常なく、利益これ馳せ、國家を忘れて党利これ図る政治家の多き現状に鑑み、予後備役にある軍人は国民の一員として進んで政治に関与し、政界の弊風を打破し、國家を救うの抱負をもつて奮起するのであるを確認す。しかれども吾人、軍人の起つ所以のものは、吾人が長き間修養したる正義と廉潔とを基調とし、現政界を革新する目的をもつてせざるべからず。自己の地位を得んがため手段を選ばずして妄動するがごとき

は、予の與みせざるところ、否、断然反対するところなり。政界を腐敗混濁せしむる行為は、軍人の体面を傷つけ、後進の将校を誤らしめ、ひいて世人の非難を招き、攻撃の目標を作成するがごときは最も慎まさるべきからず。

疑問なのは、「陸軍大臣に対して意見書を呈せり」の一句である。私（中野）は昨夜深更、石光君を訪問した。石光君いわく、この文書を軍事参議官及び陸軍大将、元帥の間に回し、軍紀の革正運動を起こすつもりだと。それに先だって、自分は陸軍大臣田中義一君を処分することが必要な理由を説き、この書類を奏呈し、私にも、書類に署名して渡された。この書類を一覧して感ずるのは、田中大将は自ら勢力があるときは、部下の些細な行動でも直ちに取り上げて政治問題に関与したとなし处罚する。しかるに田中君自身は現役の陸軍軍人として政治に関与しても何ら处罚を受けない。これは、微小な罪人は罰せられ、呑舟の魚は逸せられる政界と同じである。

石光報告書には、三百万円事件の経過も書かれている。「田中義一君が、おそれ多くも在郷軍人会總裁閑院宮殿下の代理として大津在郷軍人会に出席の途中に、副官をまいて大阪に忍び行き、神戸において乾新兵衛君と会見し、しかも日本人が泊まらない西洋人の宿において会見し、さらに乾君の自宅を訪問して、二人差し向かいで談話をしている。その身、現職の軍人にある者が、殿下の代理として在郷軍人会に出席する途中において、ひそかにいかがわしき者の仲介で乾と会い、副官をまいて密談をこらすというに至つては、陸軍軍人として許すべからざる罪状であると言わなければならぬ。この書の中には乾の払い込んだ日にち、金額、銀行名まで書かれている。さらに、田中君は、乾に対して、張作霖との関係をほのめかし、武器の売り込みをさせてやるという利益提供をして勧誘し

た」と述べられている。

大正九年、十年、十一年、いわゆるシベリア出兵の最高潮に達していたころ、陸軍大臣は田中義一、その次官は最近政友本党党员を買収しようと企てた山梨次官、しかして山梨次官の下に松木高級副官、この三人が陸軍省の中に蟠居していて、大正九年から十一年に至るまで、シベリア出兵に無益の八億円の金を浪費した。この機密費のみでも四千万円にも達するといわれている。これらの金を湯水のように浪費して、淫蕩遊蕩至らざるなく、天下をして陸軍の神聖を疑わしめたのは事実である。

中野は、舌鋒鋭く、議員四氏査問動議提出に名を借りて、田中弾劾演説を行つた。

志賀和多利（政友会）は「中野こそ露国から十万円もらつた疑惑がある」と応酬、動議に反対した。動議は可決、審査は進められたが、進展はなかつた。

同二月四日 秋田清は、中野発言に関して、陸相に緊急質問を行ない、陸相の弁明を聞いている。

（清瀬一郎）

三月五日午前、衆議院予算委員会で、清瀬一郎は宇垣陸相を鋭く追及した。

昨日、本会議において中野君から剥抉摘發されたところでは、陸軍の臨時軍事費には、八百万円という巨額の金が特別に保管されていて、それで公債を買つたそうであるが、その金はどういう金か。八百万円は、田中大将や山梨大将その他の賞与を全部合わせても達しない金である。またその使途は何か。たとい機密費にしても、自由勝手

に費消して差し支えないものではあるまい。武人錢を愛せると古語にあるが、今日、陸軍部内においてかくのことき忌わしい風聞が聞かれるのは慨嘆に堪えない。

石光中将が陸軍大臣に対してなした「建白書」の内容は事実か、どのような内容か。また石光中将は政治に関与したとの理由で休職にされたのか。しかば現に田中大将は現役中、政治に関与した証拠歴然たるものがありながら、何故これを処罰しないのか。

宇垣陸相は反論した。

昨日、中野君の陸軍関係についての演説は、陸軍の面目にも関する重大問題なので、この機会に釈明しておきたい。

石光中将から、陸軍の軍紀が頽廃しているとか、部内に伏魔殿があるという意味の建白書を提出されたのは事実であるが、それは彼の謬見であつて、何ら軍紀の頽廃している事実もなければ、また断じて部内に伏魔殿など伏在していない。彼はすでに軍職を離れ、予備となり、何ら調査機関を持たないのであり、単に世上に流布する真偽不确定な事実をとらえて論じたのであつて、言うことは全く荒唐無稽、取るに足らず、一笑に付している次第である。

なお、彼が休職となつたのは軍縮に伴う整理に際して後進に道を譲らせるためであつて、決して政治に関与したことではない。また、田中大将が閑院宮殿下の御名代として西下した事実は絶対ない。

二人の問答は続く。

清瀬 臨時軍事費をもつて公債を買い込むというのは、どういう目的から出たのか。

宇垣陸相 以前さようなことがあつたかもしれないが、今は断じてさようなことはない。

清瀬 以前あつたとすると、なぜそういうことをしたのか。

宇垣陸相 確かにあつたとは言わない。あつたかもしれぬと言つたのである。

清瀬 大臣たるものが、「あつたか、なかつたか知らぬ」というようなことで職責を全とうすることができるか。

十分調査のうえ、答弁してもらいたい。

清瀬は、陸相に注文をつけた後、転じて、司法当局に対して、三瓶俊治元主計の告発に対する検事局の対応を質した。本田恒之司法政務次官（検事局）は、犯罪があれば直ちに着手するが、告発があつたとかなかつたとか、あるいは調査に着手したかしないかというようなことはお答えするわけにはいかない。わが国の検事局はその機能を麻痺せず、犯罪の事実があれば、その被疑者は、たどいいかかる高位高官であろうとも断じて仮借するところはない。

三月六日 清瀬一郎は、軍部の公金取扱方法に関する文書質問を行つた。

永年にわたりわが軍部の資金が軍事当局個人の名義をもつて民間銀行に預金せられ又は公債証書に投資せられたるは動かすべからざる事実なり。

- 一 該銀行預金の利息は何人が取得したりや。
- 二 公債利札による収入はいかに処理せられたるや。
- 三 公債価格騰落による損益は何人の負担に帰したりや。

三月二十六日、宇垣陸軍大臣、財部海軍大臣から、書面で次の答弁があつた。

「永年にわたり、わが軍部の官金が軍事当局個人の名義をもつて民間銀行に預金せられ又は公債証書に投資されたる事実なし。但し官金以外においては共済組合、偕行社義助会、陸海軍義済会、海軍信義会及陸海軍俱楽部等の

資金を民間銀行に預金し、あるいはこれをもつて公債を購入したことあり。

三月七日、中野発言を糾弾すべく、望月圭介（政友会）らは中野正剛君に反省処決を促す決議案を提出した。

「議員中野正剛君は神聖なる議場において荒唐無稽の言辞を弄し国民の疑惑を醸し且つ軍隊の規律を紊乱し士気を頽廃せしめ露国共産主義者の讐ヒツミに倣いて国民と軍隊との離間を企てる非行に対し、すべからく反省処決すべし」政友会としては、田中三百万円問題は歯牙にもかけなかつたが、機密費云々は、事、國軍の信用上、士氣に関する重大問題とし、総裁一個の名誉上の問題を除き、國軍に影響するところ大きいとして、秋田清を代表者として、政府に対し、中野正剛の演説が当を得たものかどうかを質問させ、宇垣陸相は明確に、ことごとく荒唐無稽な発言だとし、首相もこれを裏書きした。

清瀬は、陸軍大臣の回答を不満として、文書で再質問を行つた。

一 「永年にわたり」とは、かくのごときことをなさなかつたが一時的にはなしたの意であるか、又は絶対にそのことをなさなかつたの意であるか。

二 山梨半造氏は、本月六日東京朝日新聞紙上において「莫大の公金を銀行へ預入したるのは事実だ。預入者の名義に吾輩その他の名義を使つてゐるが、これはどこの役所でもある事務上の慣例である」と発表し、「公金」を「官金」も含むと訂正されている。これは宇垣現陸相の答弁に抵触する。

三 山梨前陸軍大臣は、同じく三月六日の東京朝日新聞紙上において、「銀行利子は低いゆえ、高利の公債に買い換えた。官房の主計も買いに行つたことだろう。皆、予の命令である」と発表した。なお、同前陸相はこの点に対し、翌七日の同紙上で、「予の命令で公債を買わしたようであるが、予はシベリア臨時軍事費中のある種の項目による費

用で一、三回公債を購入させたのみで、各会の分はその会自ら購入したものである」と訂正申し入れをした。この発表は、宇垣現陸軍大臣の「永年にわたりて」購入したことがないとの答弁に抵触する。

四 前記宇垣陸相の答弁の「官金」中には機密費は含まれるのか。

五 機密費を一たん国庫より引き出した後その用途に使用せられるまでの間においても、この金額を官金または公金と考えるのか。または、この中間期の機密費は官金または公金の性質がないものとして除外せれるべきものであるか。

六 シベリア出兵の経費、すなわち臨時軍事費特別会計法による予算には「臨時軍事費」の一項と「予備金」の一項があるのみで、機密費の立法科目はない。しかし政府の発表の中には機密費（二千四百万円）ありとして、その内容発表を拒む。これを拒むの法規上の根拠は何か。

これに対する陸相答弁は、会期終了日の三月二十五日になされた。

一 山梨大将の談話発表の記事については答弁の限りでない。

二 軍部の官金が個人の名義で民間銀行に預金され、又は公債証書に投資された事実はない。

三 機密費は一たん国庫より支出した後、直ちにその用途に使用するものである。仮に受領者が一時所持することがあつても、官金であることには変わりない。但し、機密費の性質上、取り扱いについては一般官金の例によるものではない。

四 臨時軍事費機密費が立法科目にないことは、過去戦役においても同一で、機密費は勅裁を仰ぐにあたり、臨時軍事費の一日としてその金額を限定され、特に他費目より流用を許されない。なお、機密費は、その性質上、公表

できない用途に使用するもので、これが使途は発表の限りではないが、国庫の歳出として支出した金額は会計検査院に証明する。

菅沼陳述書

大正十五年三月十三日、中外商業新聞は、菅沼陳述書を公表した。

田中大将と乾氏とを橋渡しし、十二日の梅田氏査問委員会において、横山委員長が報告した菅沼広助氏の田中大将三百万円事件に関する陳述書は、次のとおりである。

第一、田中大将と乾とを結び付けしは小生にてこれあり候。大正十三年夏、当時現役陸軍大将の田中義一氏が政界革新、新党樹立のもくろみをもつて、長島隆二氏を介して小生に頼み、乾新兵衛氏より右の資金調達をなしたるは一点争いなきことにして、証拠において明瞭にて候。すなわち、この点に関する立証として、

(イ) 大正十三年夏、田中大将が長島隆二、佐藤繁吉とともに大阪に来たり、阪神電車にて神戸に至り、東亞ホテルに乾新兵衛、西川米吉及び小生と会し、さらに同日、一同乾氏本宅に会合せる事実、なお乾氏が大将に対し、あせらざ無理をしないようにと忠言せること。

- (ロ) 同年十二月初め乾氏夫妻上京、大将と会見せる事実。
- (ハ) 同年十二月、乾氏よりの送金為替四十万円なり。小生、西川とともに藤本ビルブローカー銀行より小生の保証をもつて受け取り、これを小生持參のトランクに入れ、田中大将邸に運搬せる事実。
- (二) もし田中が天下を取り損なつた場合、乾に非常な迷惑をかくることになるが、その際いかがすべきと言ひ

たるに、西川いわく「相手がよいからやつてみるのさ」と言つた事実。

第二 その後、田中大将は十四年春、現役を退き、新党组织を裏切り政友会總裁となり、次いで革新俱楽部の大部分を併合せしは天下周知の事実にして、そのために数十万金を投じたる由。

第三 その間、大将が乾氏より受け取りたる金額は、数回にて二百万円余に上り、その大部分は議員の買収費に充てられたりとは、西川の言なり。なお、乾氏は田中大将への出資を後日のため手形にでもしておこうかとのことなりしも、西川はそんなことは大将に言うわけにはいかずと、受け取りに代え、趣旨賛同謝礼の手紙を大将より乾氏に発しておるはず。

第四 田中大将の意を受けた西川氏は、昨年加藤首相辞職の際、大将が天下をとることあたわざりしにかんがみ、今後政権を逸するにおいては、自ら乾を欺きたることになるをもつて、いかにもして頭数を揃えんとし、政本合同に狂奔し、合同さえすれば乾にさらに数百金を出さすべしと宣伝し、それにつられ、議員中動搖せんとせるものもありきとのこと。しかしこれは乾の真意にあらずして、おそらく西川氏だけの試みかとも察せられる。

第五 とにかく合同のできざるに合同するからと言うたその上、乾氏を損失に導くは、小生などの見るに忍びざるところ、よつて乾氏、西川と親交ある小田熊吉と相談し、その顧問たる代議士佐藤重遠氏に訊すところありしに、合同の到底不可能なるゆえんを知るに及んで、まず小田氏は西川に対し極力これが打ち切りを勧告し、小生またその説得に努めたり。これは損害の軽減せられたるをせめての感謝となしおるわけなり。

第六 政本合同ついに成らず、一部同交会の分裂となり、これまた政友会に合同せるも、いまだもつて頭数足りとせず、ついに山梨大将が本党切り崩しに奔走せる事実も伝聞しおれり。

第七 なお今回問題となりたる梅田寛一氏は、去る二月五日、東京ステーション前丸ビル九階の静養軒において、小生が上下両院議員の有志に対し田中大将と乾氏との関係につき、演述せる席上にあつて、前述の醜関係を十分承知しあるはずなるに、事ここに至る。今にして思えば、あるいは内偵に来たれるものと考えられる節もなきにあらず。

以上の次第にして、田中大将と乾新兵衛氏との関係は、大将いかにこれを否認せんとするも、肯定すべき証拠こそあれ、否定すべき何らの立証もなく、一点争いなき明々白々の事実にこれあり候。しかして乾氏よりその得たる金をもつて議員の糾合を図らんとしたるは、その頭数を増すこともちろんなるべしといえども、一面、乾氏に対する出資の反射となさんとせるにあらざるかとも考えられ候。

なお、終わりに、佐藤代議士は乾に対し、結果においてこの上損害を蒙らしめざるよう阻止こそされ、梅田氏の言のことく乾にすがりたる事実、絶対にこれなきことを証言仕り候。以上。

大正十五年三月十三日

査問委員長殿

菅沼広助

三月十四日 中野正剛反省処決を促す件に関する本会議における賛否の論議において、清瀬一郎は機密費問題を取り上げた中野正剛を強く支援した。

中野君の演説が軍隊を破壊するにあつたと言われば、果たしてそうであらうか。中野君の演説の結果が、わが帝国の軍隊を撹乱した、士氣を沮喪したと言われるのであるか。軍隊の破壊が現に行われたというのであるか。われわれは軍隊内部に仮にも不正の噂があるとすれば、これを白日の下に持ち来して、すべての暗い所のないように、晴天白日、国民の軍隊であるということにすることが、すなわち軍隊の士氣を鼓舞するゆえんなりと固く信じておる。それゆえに、私は中野君の演説に引き続き、陸軍大臣にも質問を行つた次第である。質問いたすわれわれも、答えられる陸軍大臣も、わが國家の陸軍のために思う志は一つである。それに事を軍隊に藉り、もつて国民を惑わし、相手方を譴^{ザンブ}誣^{ツイ}中傷することは、旧式政治家のなした態度である。昔は内閣の彈劾に対しても直ちに陛下の詔勅を仰いで、皇室をもつてこれを防がんとした政治家もある。今は軍隊を持ち出して、反対党的議士を^{カンセイ}陥擠せんとするものが現れたことは、いかにも遺憾である。諸君、われわれも、長年の間、わが国の軍隊内に多少の暗影があることを疑えばこそ、機密費の問題を持ち出し、陸軍大臣、文官の出席を求めて、いろいろと軍隊の内部を調べんとしたが、いかんせん金城鐵壁、今日まで少しも歯が立たなかつた。ただ中野君より投ぜられたあの一石が動機となつて、はからずもわが軍隊のある一部の人は、名を機密費に藉りて、これを引き出して、銀行に預金をした。名を機密費に藉りて公債を買いつつあつたということがわかつた。これは軍隊を破壊したものでなくして、軍隊の清潔を行いつつあるものと考へる。ますますこの方針で調査して、余日いくばくもない議会であるが、過去十数年にわたつて行わたれたわが國軍隊の最高の人々の間に秘密があるとすれば、これをさらけ出して、すべての組織を一新することができたならば、今議会における一つのおみやげだと考へる。感情にとらわれず、冷静な議会の職権行使に着眼願いたい。この帝国議会を措いてこの問題を解決する場所はない。司法部においても、現に問題が係属中だ

が、今日の司法部で十分に徹底するかどうかは疑問である。会計検査院も、過去十年にわたってこれを検査しておらない。この帝国議会があればこそ、軍隊の不正事件も把羅剔抉せられ、ここに陛下の軍隊をして健全な軍隊たらしめることができるるのであるが故に、かような動機で議員自ら議員の言論の範囲を狭め、立憲政治の運用を制限しようとするのは、いかにも残念である。

三月二十三日、本会議における緊急質問において、宇垣陸相が三土忠造（政友会）の質問に答えて、機密費の使用手続は厳格であり、他の科目との間に流用したことはないと答弁したあとを受けて、清瀬一郎は、熱っぽく反論した。

陸軍大臣は、機密費が個人名義で銀行預金となつた点、これで公債を買われた点について否定された。あなたの前任者の山梨半造大将は、新聞紙上で、莫大の公金を銀行へ預入したのは事実だ、預入者の名義に現職の陸軍大臣山梨の名を使つた、これはどこの役所でもある事務上の慣例であるとおっしゃる。新聞記事だから全幅の信頼を置くわけではないが、あなたはその事実を否定された。これに国民が疑問を持つのは当然である。

山梨大将は、銀行利子は低いゆえ、高利の公債を買い換えた、參謀の主計も買いに行くだろう。これは皆自分の命令であると記者に語られた。銀行の預金利子が安いから、シベリア出兵のある種の基金で一、三回公債を買い入れた。軍事費は三ヶ月分宛て前に勅裁を経てもらうものだとおっしゃる。なるほど何千という金を三ヶ月も前にもらえば、銀行預金にするか公債にするかしなければ、保管に困るであろう。私は大臣を責めるのではない。過去の

歴史をここで確かめたいのだ。事実を明らかにすることによって国民は安心するものである。

機密費とおっしゃるが、元来、機密費は、法律上、立法科目で、議会が機密費として決議したもののみが機密費なのであって、議会が機密費の項を定めないので、行政部が勝手にこれを機密費だ、議会に入るべからず、会計検査院に入るべからず、かような機密費は世界いずれの国の会計法にもあろうはずがない。名前を機密費とおっしゃつても、これは眞の機密費ではない。しかば戦さはどうするか。戦さの費用をあなた方がお使いくださるのには法律がある。明治二十三年法律第七十号「軍に要する経費は出師準備に関する物品購買は陸海軍大臣その責めに任じ、会計検査院の検査を受けない」。これはあなた方の権限内である。機密費とは違う。機密費というものは、会計検査院の検査と議会の承諾を必要とするものである。これが機密費だから議会に報告しないというわけにはまいらない。一億三千万円の事後承諾と予備金支出についてどうされるかと言えば、大正七年八月十六日には九百一十七万円、八月二十六日には九百六十八万円使つた。金額と日にちだけを出して、事後承諾をしろ、こう言われても、何に使われたかを少しも御説明にならないでは、承諾のしようがない。

（尾崎行雄）

三月二十四日、尾崎行雄は、衆議院本会議において、同僚議員と、政治結社加入勧誘方法の制限に関する法律案、議長の職務に関する法律案、及び、政治運動のため金品供与の制限に関する法律案の三つを提案し、その趣旨説明において機密費の問題をまたまた取り上げた。

大隈内閣は十五万円、寺内内閣は三百四十万円、原内閣は二千万円機密費を使つた。いざれも無人のシベリアの

地で使つたから、どこにどう使つたか疑問が起るのは当然である。陸相及び首相は、国家のためにこの疑問を晴らすべく努めなければならない。

わが国の機密費は真に機密費として扱われていない。これを機密費の名義に欺かれて国家有用のために使うと思うものがあるならば、全く政界の裏面を知らない素人である。内務省の機密費、内閣の機密費、外務省の機密費はいかなるところに使われているか。諸君が国家のために真に貢献しようとするならば、この機密費の使い方を改めなければならない。実は大抵の省には機密費は与えられておつても、機密用に使うことはできない。極く悪いものは議員買収費に使われ、軽きものは宴会費その他に使われてしまうのが大部分である。かくのごときものを与えることがそもそも帝国議会の過りだから、将来は外国関係、すなわち外務、時には陸軍海軍等には多少の機密費を与えることが必要であるが、国内政治にあたつて機密費は少しも入用ではない。与えておけば乱費する。機密費なしに仕事のできない者は、とりもなおさず無能力者にすぎない。よく調べてみたならば、国内関係において真に機密費を機密費として使つてゐる役所はほとんどない。機密費は、帝国議会が機密費として決議したところの立法科目に対する術語であつて、ただ陸軍や内閣が機密費と名付けたところが、それは機密費ではないのである。しかしてこの陸軍、海軍の臨時事件に使つた二千五百万円のいわゆる機密費なるものは、帝国議会の協賛を経てない行政科目であることは、陸軍大臣の答弁から明白である。宇垣陸相は、行政科目であつて、帝国議会の協賛を経てないと本会議でも、委員会でも明言しておられる。行政科目はすなわち機密費ではない。機密費ならざるものも機密費扱いすることは、すでに憲法の精神を解せざるところの大臣であつて、しかもその職責に背き違法の行為をなしたものである。大臣はこのことについて恐らく弁解できないであろう。できるならば弁解してみよ。行政科目の秘密費

というものがどこの世界にあり得るか。

要するに、こういう過ちが起こるのは、いろいろの原因があろうが、最も重大な原因は、秘密の金を使う、殊に選挙のときに余計使う、ここに禍いの元がある。国家のために、陸軍にかかる汚名を除き、国を清めんとするならば、党費を公開する以外にない。政党が秘密の資金を使っている間は、かくのごとき醜怪な事実、違法の行為は、将来といえども続々起こるであろう。まず基本源を清めてその末流に及ぶことが大事である。

このように尾崎行雄は、本会議で、奮起して、機密費の使途を公開せよと主張し連呼したが、三百万円事件の真相は明らかにされなかつた。

四 改革試案

以上のように機密費の使途について、これだけの議会の追及にもかかわらず明らかにされず、会計検査院も自己審査を行わず、日本銀行から振り出された機密費と称される金が、裏から裏へ消えてなくなる。時に当局に非違があり、種々の風聞が立つたとしても、現行制度では何とも手がつけられないのであつた。

そこで、制度改革の必要が論ぜられた。改正論の中で最も徹底的な意見は、普通の費目同様、機密費の使途も会計検査院の検査に付し、検査院が議会に報告するようにするという案である。すでに宴会費とか接待費とかいうような費目は今日でも会計検査院の検査に付しているのであるから、機密費についても内密にしておく必要はないといふのであるが、そこまでいくと各省は大変困るであろう。殊に外務省と陸軍省、内閣は、いちいち使途を明示し

なければならないことになると、機密費はあっても、事実上使えないことになり、結局、円滑な国務の遂行ができないとなるというような不満も出てこよう。

そこで第一の案は、機密費であつても、貴重な国費である以上、何に使つたかわからない今の制度を廃止し、少なくとも会計検査院長までは一切の内容を報告させることにする。不審の点があれば、検査院長は詳細に尋問する権能が付与されると同時に、その内容については院長のみの極秘情報として他言しないこととするという案である。

また、会計検査院においては、陸軍兵備品については、出師準備品及び通常兵器備品の一類に分け、出師準備品については会計検査院の検査権限外とし、この出師準備品の品目数量は、陸軍大臣が参謀総長と協議の上、上裁を経て定め、その出納保管及び検査の方法については陸軍大臣が定める旨が規定されたが、実際はこの手続きを経ることなく、多量の物品を出師準備品に繰り入れて会計検査院の検査権限外とする傾向が見られた。

これに対し会計検査院においては、「陸海軍出師準備品取扱方改正の件」を大正十四年七月二十一日総会議において決議し、時の内閣総理大臣加藤高明宛照会している。すなわち、

「陸海軍出師準備に属する物品の検査に関し明治二十三年法律七十号は陸海軍大臣其の責めに任じ、会計検査院法を適用するの限にあらざる旨を規定せり。しかして海軍兵備品会計規則は、兵備品を兵器外十種とし、これが会計については物品会計規則を適用し、但し、本院に対する計算証明に関し、該品の内、兵器秘密図書軍事教育図書及び水路図誌は、価格のみ計算書に明記し、その数量は検閲官の保証書をもつて証明すべきものとし、殊に出師準備品を区分し、これが特別を設くることなし。しかるに陸軍兵備品会計規則は、兵備品を出師準備品及び通常兵器品の二類に分かつ、通常兵備品は、図書糧秣被服及び裁縫具衛生材料、獸医材料、兵営備附陣営具の六

種、出師準備品は兵器弾薬及び各兵器具並びに材料秘密図書馬匹及び戦時これに要する器具、陣中事務用品軍隊輸送用補助物件並びに戦用に属する糧秣及び炊爨具、被服及び裁縫具衛生材料獸医材料天幕の十種とし、通常兵備品の会計は物品会計規則によるものとなせるも、出師準備品の品目数量は陸軍大臣參謀總長と協議の上、上裁を経てこれを定め、その保管出納及び検査の方法等は陸軍大臣これを定むるものとなせり。しかして近時陸軍当局の取扱いによれば、動員計画に充当せざる予備品又は事変に際し動員若しくは臨時編成部隊において使用する物品等に対しては出師準備品組入れに関する成規の手続を踏まず、すべて一片の令達により、前掲法律を適用せざるの状況なり。元来、かくのごとく広範なる物品の出納保管に関し執行機關の監督以外何ら検査監督の途を設けるのは、制度上万全を期するゆえんにあらざるべし。これに加えて、國家の歳入歳出決算に対する本院の検査は物品の検査と相照應するにあらざれば、その当否を判定し、適正を期しがたきものあるをもつて、これら物品の検査を本院の権限より除外するの結果、決算の検査確定上遺憾の点少なしとせず。又物品の出納保管を司掌する管理の責任に関しても、会計法上、厳格なる規定あるにかかわらず、ひとりこの種の物品に限り、当局者の処置に一任し、その適用を除斥するがごときは、彼比衡平を欠くものと言わざるを得ず。もとより出師準備品の保管は軍事上重要にして事の機密を要するはもちろんなりといえども、本院の検査はその方法を適当に考慮するにおいては必ずしも軍事機密の確保と両立せざるものにあらざるをもつて、その機密を理由としてこれが検査監督を全然除外するの必要あるものと認むるを得ず。現に国有財産については軍事上機密を要するものといえども、あえてかくのごとき絶対の除外をなすことなし。よつて右法律はこれを廃止し、単に照明計算等その数量の表示に關し特例を設くるの程度にとどむべきものと認められ候。右に関する御意見承知いたされたくこの段照会に及び

候也」

右の照会は、同年八月十日、内閣へ送達されたにもかかわらず、ついに回答に接することなく未解決のままでなった。(「会計検査院八十年史」昭和三十五年一四四一四五頁)

朝日新聞は、再発防止のために軍部大臣文官制を提案する(大正十五年八月二十五日)

会計検査院では、機密費事件以来の世論に鑑み、将来、各省の機密費使途についてもある程度までの検査をなし得るよう会計検査院法の改正を希望して、日下調査を重ねつあるとのことである。世論政治を徹底させるために、税金の行方を明らかにすることは最重要の条件であり、吾人はこの議の速やかに事実に行われんことを希望する点において、全く会計検査院の人々と同意見である。国民税金の行方は、その審査^{ツマビラ}かなければ審かなるほど政治は公明となる。この意味からは、機密費の検査よりも、機密費の要なきに至つてはじめて理想といえるのである。しかしながら機密費の制度を現在のままに存続し、果たして国民の満足し得るまでに検査し得るか否か。検査して検査し得ざるものあるにあえба、かえつて疑惑の種となりはせぬか。それよりも吾人は、実は一省最高百五、六十万円の機密費よりは、現に問題になつてゐる臨時軍事費のごとき巨額の使途が、国民疑惑の的となることを避けしめたいと思う。しかして、このためにも軍部大臣の文官制を主張せんとするものである。

問題となつた臨時軍事費二千四百五十万円が果たして正当の目的に使われたか否かは、吾人の知るところではない。この使途についてはいわゆる機密費事件として司法大臣は今なお調査中と言つてゐるから、不日その真相は国

民の眼前に明らかになるであろう。しかしながら仮にこの用途には何ら不法私曲がなかつたとし、なおかつ容易にあのような国民の疑惑を蒙つたことについては、多年国民の陸軍が一部軍閥のために壟斷せられ、もしくは壟斷せられたと思わしめたことが、与つてその原因でなかつたといえようか。長閥、非長閥は過去の夢というも、過日機密費事件の突発に際し、それを中心に種々の暗中飛躍が行われたことは、少なくも過去において陸軍の中に多少の党派の存したことを物語ると言わざるを得ない。仮に大いに割引して一切の党派なかりしとするも、文官大臣を認めざる軍部は政党内閣内の一独立国として、国民の眼はよくその境内に及ぶあたわず、たまたま機密費事件のごときの突発すれば容易に疑惑の的となること、また勢いの免れあたわざるところと言わねばならぬ。

軍部大臣の文官制については、すでに吾人は幾たびかこれを論じた。機密費事件の再発ながらしめんことが、その主張の要点ならざるは言うまでもない。しかし、もし軍部大臣をして今日、文官制ならしめば、仮に機密費の会計検査なきも恐らくは機密費事件なく、少なくも国民の疑惑を招くこと彼がごとくでなかつたろうことを信ずるのである。すべての場合に疎通は情弊を防ぐ。軍部をして軍部の軍部たらしむることが、ややもすれば部内党同伐異の原因となり、一部の勢力壟断がややもすれば国民疑惑の原因となりやすきこと、むしろ当然の経路ではなかろうか。

何故に軍部が文官大臣制を好まざるかについては、これまた改めて繰り返すを要せざるほど世間周知である。しかしながら軍部ひとり内閣政策の外に立ち、大臣は部内最高意思の了解なからべからずとして、政変ごとに運動すること清浦内閣のときのごとくにして、よく内閣の統一を保つことができようか。殊にいわんや軍人も一専門、政治家も一専門にして、まれなる除外例を除くのほか、軍人に政治的器量を望むことの甚だ不自然なるをや。機密費

検査の議に対して、改めてさらに軍部大臣の文官制を主張する。

昭和二年四月、衆議院は、臨時軍事費決算検査報告に対し、「本委員会は臨時軍事費決算の審査をなしたる結果にかんがみ、政府はこの種の出納に関しては会計検査院その他の機関をして適當なる検査監督をなし得べき方法を調査研究せられんことを望む」との附帯決議を行つた。

機密費事件の真相は、司直の調査にもかかわらず、ついに明らかにならなかつた。三瓶俊治取調べの責任者石田次席検事は、大正十五年十月三十日午前五時四十分ごろ、省電蒲田駅付近の踏み切りで無残の横死体となつて発見された。その詳細は松本清張「昭和史発掘」一「陸軍機密費問題」及び「石田検事の怪死」に譲る。

その後、田中大将に絡まる陸軍機密費事件は、石田検事が上申したにもかかわらず、司法当局が容易にこれを決定しなかつたため、結論が延び延びになつていたが、十二月二十七日、江木法相は、機密費事件が不起訴処分になつたことを閣議で報告した。

機密費事件は迷宮入りとなつたが、昭和に入つて再び同じ問題が繰り返されるのである。